

平成19年10月
警 察 庁

少年警察活動規則の一部を改正する規則案に対する意見の募集結果について
警察庁において、少年警察活動規則の一部を改正する規則案に対する意見の募集を行ったところ、162通の御意見を頂きました。

少年警察活動規則の一部を改正する規則が10月30日に公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

少年警察活動規則の一部を改正する規則案

2 命令等の案を公示した日

平成19年9月7日

3 御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

少年警察活動規則の一部を改正する規則案の規定について頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙1のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ、整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の改正の内容に関する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見等を考慮した結果

頂いた御意見等を踏まえ、少年警察活動規則の一部を改正する規則案を別紙2のとおり修正することとしました。

5 参考

頂いた御意見の総数 162通
(内訳)

電子メール 102通

F A X 50通

郵 送 10通

6 その他

検討の結果、次の条項について技術的な修正を行いました。

第2条第11号、第7条第1項、第12条第1項、第13条第3項、第15条第1項、第16条、第17条第1項及び第2項、第20条第1項及び第5項、第21条第1項及び第3項、第22条第1項各号、第28条見出し、第33条第1項各号、第35条から第39条まで

注 条項番号は、修正後のもの。

少年警察活動規則の一部を改正する規則案に対する御意見及び御意見に対する警察庁の考え方について

1 調査すべき事項について（第16条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
<p>触法少年についての調査は、児童相談所の児童福祉司又は家庭裁判所調査官が行うことが予定されているのであって、警察官の調査は、その準備行為としての調査と位置付けられるべきであり、「詳細に」は削除すべきではないか。</p>	<p>触法調査については、あえて「詳細に」と規定しなくても必要な調査を行い真相の解明を図ることは当然であること等を踏まえ、「詳細に」という文言は削除することにしました。</p> <p>なお、改正案の第13条第2項において、触法調査を行うに当たっては、特に家庭裁判所及び児童相談所との連携を密にしつつ、これを進めなければならない旨の規定も盛り込んでおります。</p> <p>これらの規定ともあいまって、触法少年に係る事件については、これまでと同様にしっかりとした調査が行われるものと考えています。</p> <p>なお、改正内容については、別紙2（第13条第2項・第16条）を御覧ください。</p>
<p>警察官が調査すべき事項は、事件の事実、原因及び動機に限定すべきでないか。</p>	<p>今回の改正は、これまで行われてきた調査の範囲等を変更するものではありません。今回の規定は、現行の少年警察活動規則第12条第2項により準用されている犯罪捜査規範第205条に規定する調査の範囲等を変更するものではありませんので、限定する必要はないと考えております。</p>

2 付添人の選任について（第19条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
<p>付添人選任届を警察官に差し出す者は、「少年又は保護者」に限定せず、弁護士である付添人も認めるべきではないか。</p>	<p>付添人選任届を差し出させる者については、少年法第6条の3の規定により弁護士である付添人を選任することができる「少年又は保護者」と同じく規定したのですが、「少年又は保護者」と付添人が連署した付添人選任届が確認できれば、当該付添人から付添人選任届を受領することに支障はなく、「少年又は保護者」の便宜を図る観点からも望ましいことから、別紙2のとおり修正します。</p> <p>なお、付添人選任届を受領する者についても、同様に「少年又は保護者」の便宜を図る観点から別紙2のとおり修正します。</p>
<p>警察官は、触法少年について調査するに当たり、少年に対して、弁護士たる付添人を選任できることを告知する旨の規定を設けるべきではないか。</p>	<p>触法少年は刑事責任を問われる可能性がなく、刑事訴訟法上も被疑者の任意の取調べの段階では弁護人選任権の告知が義務付けられていないこと等を踏まえ、少年法においても弁護士である付添人の選任権の告知を一律に義務付ける規定は盛り込まれませんでした。</p> <p>このような基本的考え方は、少年警察活動規則においても維持すべきと考えております。</p> <p>なお、個々の少年の状況に応じて、付添人制度について分かりやすく説明すること、必要に応じ関係機関・団体について紹介したり助言したりすること等にも配慮すべき旨を示した通達を発出することとしております。</p>

3 立会いについて（第20条第4項関係）

意見の概要	意見に対する考え方
<p>立会いを認める者の例示に、弁護士である付添人を加えるべきではないか。</p>	<p>規則案第20条では、「当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するよう、少年の保護者その他の当該少年の保護又は監護の観点から適切と認められる者の立会いについて配慮するものとする」と規定する予定です。「適切と認められる者」については、同規定に定める立会いの趣旨に合致するかどうかという観点から個別に判断されるものですので、弁護士である付添人をあらかじめ例示することは適当でないと考えております。</p> <p>なお、通達において、適切と認められ得る者の例示として、学校の教員、児童相談所職員のほか、弁護士である付添人についても対象となり得る旨を盛り込むことを予定しております。</p>
<p>立会いについては、「配慮するものとする」ではなく、「実施しなければならない」こととすべきではないか。</p>	<p>保護者等の監護能力、少年との信頼関係の有無・程度、調査に対する協力の有無等が個々の事案によって様々であること、保護者等を立ち合わせるによりかえって少年が真実を語ることをちゅうちょしたり、少年の情操に悪影響を及ぼすといった例が実務上見受けられること、少年に適切な保護者等がない場合や、少年や保護者が立会いを希望しない場合もあること等の実情を踏まえると保護者等の立会いを一律に義務付けることについては適当でないと考えております。</p>

4 供述を強制されることはない旨の告知について（第20条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
<p>警察官は、触法少年について調査するに当たり、少年に対して、「意に反して供述を強制されることはない」ことを告知する旨の規定を設けるべきではないか。</p>	<p>質問は、少年に強制的に供述させるのではなく、あくまでも任意の供述を得ることを目的とするものであり、現在も少年の年齢等に応じてふさわしく、分かりやすい言葉を用いるなど、特段の配慮をしています。仮に、「供述を強制されることはないこと」の告知を一律に義務付けることにより、少年に「正直に話をしなくてもよい」という誤った意識を生じさせるようなことがあれば、調査の目的に沿わないこととなります。これらを踏まえ、少年法においても「供述を強制されることはない」旨の告知を一律に義務付ける規定は盛り込まれませんでした。</p> <p>このような基本的考え方は、少年警察活動規則においても維持すべきと考えております。</p> <p>しかしながら、少年に強制的に供述させることが適当でないことは明らかであり、個々の少年の状況に応じて、「分からないこと」や「知らないこと」は「分からない」、「知らない」と答えてほしいこと、「言いたくないこと」は言わなくてもいいことなどを少年に伝えていくことは重要であるとと考えております。このような点を今後発出する通達やマニュアルで、できるだけ分かりやすく示していきたいと考えています。</p>

5 触法調査の可視化について（第20条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
<p>触法調査の過程を可視化する規定を盛り込むべきではないか。</p>	<p>少年の健全育成のためには、事案の真相を解明することが是非とも必要であり、そのためには、質問の場では無用の緊張を与えないよう配慮しつつ、少年とのコミュニケーションを重ね、信頼関係を構築していくことが必要です。しかしながら、調査の過程が録音・録画されてしまうと、供述の内容、過程、態度等が公になるのではないかという心理的圧迫が加えられ、十分な供述が得られないおそれがあり、極めて慎重な検討が必要と考えます。</p>

6 触法少年に係る事件の送致又は通告について（第22条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
<p>児童相談所に送致した事件についても、必ず児童福祉法第25条の規定に基づく通告を行うことを明記すべきではないか。</p>	<p>児童相談所長への送致と児童福祉法第25条の通告は、法的性質や要件の異なる別個の手続ですので、それぞれの要件に応じて対応すべきものと考えています。</p>

7 ぐ犯調査に関する規定について（第3章第3節関係）

意見の概要	意見に対する考え方
<p>警察官のぐ犯調査権限の及ぶ範囲が不明確で、対象の範囲が過度に拡大するとの懸念から、国会での法案修正により、少年法等の一部を改正する法律案第6条の2及び第6条の6からぐ犯調査に関する規定が削除された経過に照らし、ぐ犯調査に関する規定は削除すべきではないか。</p>	<p>ぐ犯調査については、これまでも警察法第2条の責務を達成するための任意の活動として実施しており、今後も引き続き実施できることが国会審議でも確認されています。今回の改正案は、これまで犯罪捜査規範や次長通達で指示されていた事項を整理し、明確化したものであり、現場の警察官に対し、配慮すべき事項等を規則で明確に示すことは、適正な調査の遂行に資するものと考えております。また、そもそも国家公安委員会規則は警察官が守るべき準則であり、新たな権限を設けるものではありません。</p> <p>なお、御指摘を踏まえ、触法調査に関する規定をぐ犯調査に準用する形式を改める、少年に対応する上での配慮事項や調査の体制、手続等の適正なぐ犯調査を行う上で特に必要な規定について明文で規定するなど、別紙2のとおり修正します。</p>

8 その他

意見の概要	意見に対する考え方
<p>調査に当たっては、発達心理学等の知見に基づいた詳細なガイドラインを別途制定する旨の規定を設けるべきではないか。</p>	<p>今回の規則の改正に当たっては、別途指針となるべき通達を発出することとしております。</p> <p>また、特段の規定は設けておりませんが、児童心理学者等の専門家の意見を踏まえつつ、触法調査に関するマニュアルを策定することとしています。</p>

頂いた御意見等を踏まえた修正箇所について

1 第13条第2項

修正後

触法調査又はぐ犯調査を行うに当たっては、特に家庭裁判所及び児童相談所との連携を密にしつつ、これを進めなければならない。

公示した案

(新設)

2 第16条

修正後

触法調査においては、事件の事実、原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等について調査するものとする。

公示した案

触法調査においては、事件の事実、原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等について詳細に調査しなければならない。

3 第19条

修正後

少年法第六条の三に規定する付添人の選任については、付添人を選任することができる者又は付添人から両者が連署した付添人選任届を差し出させるものとする。

公示した案

少年法第六条の三に規定する付添人の選任については、弁護士である付添人と連署した付添人選任届を少年又はその保護者から調査に従事する司法警察員たる警察官に差し出させるものとする。

4 第27条第1項

修正後

犯罪の捜査、触法調査、少年相談その他の活動において、ぐ犯少年と認められる者を発見した場合は、少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、当該少年に係る事件の調査に当たるものとする。

公示した案

ぐ犯少年に係る事件の調査（以下この節及び第四節において「ぐ犯調査」という。）については、少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、少年法第三条第一項第三号イから二までに掲げる事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれがあることを具体的に明らかにするよう努めるとともに、少年の健全な育成を期する精神をもって、これに当たらなければならない。

5 第27条第2項、第29条～第32条、第34条

修正後

(ぐ犯調査の基本)

第二十七条 (略)

- 2 ぐ犯調査を行うに当たっては、少年の心理、生理その他の特性にかんがみ、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意する等温情と理解をもって当たり、その心情を傷つけないよう努めなければならない。

(調査すべき事項)

第二十九条 ぐ犯調査においては、事件の事実、原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等について調査するものとする。

(調査主任官等)

第三十条 警察本部長又は警察署長は、調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担の決定、関係機関との連絡調整その他の適正な調査の遂行及び管理のために必要な職務を行わせるため、個々のぐ犯調査につき、調査主任官を指名するものとする。

- 2 調査主任官が交代する場合には、関係書類等の引継ぎを確実に行うとともに、調査の状況その他必要な事項を明らかにし、事後の調査に支障を来すことのないようにしなければならない。

- 3 ぐ犯少年に係る事件については、長官が定める様式の少年事件処理簿を作成し、ぐ犯調査の指揮及び事件の送致又は通告その他の事件の処理の経過を明らかにしておかなければならない。

(ぐ犯調査のための呼出し及び質問)

第三十一条 ぐ犯調査のため、ぐ犯少年と認められる者(以下この条において「少年」という。)、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、長官が定める様式の呼出状の送付その他適当な方法により、出向くべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。この場合において、少年又は重要な参考人の呼出しについては、警察本部長又は警察署長に報告して、その指揮を受けなければならない。

- 2 少年を呼び出し、質問するに当たっては、当該少年の保護者又はこれに代わるべき者に連絡するものとする。ただし、連絡することが当該少年の福祉上著しく不適當であると認められるときは、この限りでない。

- 3 少年、保護者又は参考人を呼び出す場合には、長官が定める様式の呼出簿に所要事項を記載して、その処理の経過を明らかにしておかなければならない。

(低年齢少年に係るぐ犯調査における配慮)

第三十二条 低年齢少年に係るぐ犯調査を行うに当たっては、特に低年齢少年が精神的に未成熟であり、可塑性に富むこと、迎合する傾向にあること等の特性を有することにかんがみ、少年の心情と早期の立直りに配慮しなければならない。

- 2 低年齢少年であってぐ犯少年と認められる者(以下この項及び次項において「少年」という。)を呼び出し、質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意するとともに、やむを得ない場合を除き、夜間に呼び出し、質問すること、長時間にわたり質問すること及び他人の耳目に触れ

るおそれがある場所において質問することを避けなければならない。

- 3 少年に質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するよう、少年の保護者その他の当該少年の保護又は監護の観点から適切と認められる者の立会いについて配慮するものとする。

(指導教養)

第三十四条 警察本部長及び警察署長は、ぐ犯調査に従事する者に対し、職務遂行に必要な知識及び技能に関する指導教養を行うものとする。

公示した案

(準用規定)

第三十条 第十六条から第十八条(第二項第二号を除く。)まで並びに第二十条第一項及び第五項の規定はぐ犯調査について、第十五条第二項、第二十条第二項から第四項まで及び第二十五条の規定は低年齢少年に係るぐ犯調査について、それぞれ準用する。この場合において、第十五条第二項(見出しを含む。)、第十六条から第十八条(第三項及び第四項を除く。)までの規定、第二十条第一項(見出しを含む。)及び第二十五条中「触法調査」とあるのは「ぐ犯調査」と、第十七条第一項の規定により読み替えて準用する犯罪捜査規範第十六条から第十九条(第二項を除く。)までの規定、第十七条第二項及び第二十条第一項中「触法少年」とあるのは「ぐ犯少年」と読み替えるものとする。

- 2 ぐ犯調査については、この節に規定するもののほか、その性質に反しない限り、犯罪捜査規範第十一章の例によるものとする。